

2 溶接ヒュームへのばく露防止関係 (特化則第38条の21)

溶接ヒュームへのばく露防止のため「金属アーク溶接等作業」について、以下のことが規定されます。

- 「金属アーク溶接等作業」**
- 金属をアーク溶接する作業
 - アークを用いて金属を溶断し又はガウジングする作業
 - その他の溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業
- とは**
- * 作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。
 - * 自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

全体換気装置による換気等

- 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、全体換気装置による換気か、これと同等以上の措置が必要です。「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。

空気中の溶接ヒューム濃度の測定

- ① 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、次の場合にあらかじめ、労働者の身体に装着する試料採取機器等により空気中の溶接ヒューム濃度を測定することが必要です。
 - (測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきとされます。)
 - 新たな作業方法を採用しようとするとき
 - 作業方法を変更しようとするとき
- ※ 改正法の施行後令和3年4月1日から同4年3月31日まで1年間の猶予期間がありますが、現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。
- ② 1の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じることが必要です。それらの措置を講じたときは、効果の確認のため、1と同様の測定を行うことが必要です。
 - ③ 1, 2の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することが必要です。

呼吸用保護具の使用 …… 下記2については、令和4年3月31日まで経過措置あり

- ① 屋内、屋外を問わず全ての作業場について
金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。
- ② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、当該作業に労働者を従事させるときは、空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。また、面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することが必要です。

床の掃除等

- 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。
- 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。
 - 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

3 作業環境測定関係等

- 「管理濃度」(作業環境測定結果に基づき管理区分を決定するための指標)及び、「抑制濃度」(局所排気装置の具備すべき性能に係る指標)が次のように改められます。

物の種類	管理濃度
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.05mg/m3

(作業環境評価基準別表、「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能」(昭和50年労働省告示第75号)関係)

- 個人サンプリング法による作業環境測定の対象に「マンガン及びその化合物」が追加されます。
- 特定化学物質の濃度測定の試料採取方法が、「作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法」とされます。